┌┐　～ひとり親家庭の自立をサポートする～
└■　YELLながさき　メールマガジンVol.102　2019.8.16配信
└────────────────────────────

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へ
お送りしています。

_/_/_/_/　I　N　D　E　X　_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

・特集……未婚のひとり親世帯 臨時・特別給付金のお知らせ
・8月の予定……定期法律相談
専門相談の日程が一部変更になります
・編集後記……残暑お見舞い申し上げます

■特集　────────────────────────────

◆未婚のひとり親世帯 臨時・特別給付金のお知らせ
児童扶養手当を受給されている未婚のひとり親の方に、令和元年度限定措置ではありますが、臨時・特別給付金が支給されます。
ただし、後述する「支給対象者（要件）」に当てはまり、申請期間内に児童扶養手当担当窓口に申請を要します。
※申請期間は各都道府県・市町により異なります。お住まいの市または町、もしくは児童扶養手当支払いを受けている市または町に問合せてご確認ください。

★支給対象者（以下の全てに該当する必要があります）
1.令和元年11月分（令和2年1月支給）の児童扶養手当の支給を受ける父または母

2.令和元年10月31日において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
3.令和元年10月31日において、事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が不明な方

★支給内容
定額 17,500円
※子どもさんの人数による支給額の変動はなく、支給対象者（親）1人につき一律一回限りの支給となります

申請先や手続きに必要な物等はお住まいの市または町、もしくは児童扶養手当支払いを受けている市または町に問合せてご確認ください。

■8月の予定 ――――――――――――――――――――――――

◆「YELLながさき定期法律相談」
8月21日（水）13:00～16:00
《事前予約受付中》
※日程等合わない場合はご相談ください。
※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も行なっております。まずはご相談ください<(_ _)>

◆専門相談の日程が一部変更になります
毎週月曜に実施しています「カウンセラーによる”総合相談”」が下記の通り変更となります。
・8月19日（月）お休み
ご迷惑をおかけしますが宜しくお願いいたします。

■編集後記 ――――――――――――――――――――――――

◆残暑お見舞い申し上げます

8月8日が立秋でしたので暦上ではもう秋のはずなんですが、真夏日や猛暑日、熱帯夜が続くなど厳しい残暑です。

個人的には今も暑中という表現がしっくりきてしまいますが・・・。

平年通りですと、8月中は確実に最高気温が30℃以上になりますので、熱中症や脱水症状、また夏風邪にも十分注意してください。

最後まで読んでいただいてありがとうございました。

_/